

内閣府 (Cabinet Office)

はじめに

内閣府は、今般の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として内閣総理大臣がその指導性を十分に発揮できるような仕組みを整える観点から、「知恵の場」として機能する機関として新たに内閣に創設されるものです。すなわち、内閣府は、特定の内閣の重要課題に関し、行政各部の諸施策を事後に調整するにとどまらず、あらかじめ施策展開の方向性を示すとともに、これに基づいて積極的・能動的な総合調整を行うという機能を担うものです。行政全般にわたるあらゆる政策課題に対して最高・最終の総合調整機能を担う内閣官房の機能強化と併せて、内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制が強化されることとなります。

内閣府は、内閣府本府のほか、

宮内庁並びに国家公安委員会、防衛庁及び金融庁という外局から構成されます。以下、内閣府本府の所掌事務等を紹介します。

主な任務及び所掌事務

(1) 内閣府の任務

内閣府は、前記のような創設の趣旨を踏まえ、内閣の統轄機能を助けるために各省よりも一段高い立場に立って、特定の内閣の重要政策に関して、内閣官房を助け、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案及び総合調整を行うこと（内閣補助事務）を任務とするほか、内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務を処理していくこと（分担管理事務）を任務とします。

(2) 内閣府の所掌事務

こうした任務を達成するため、内閣府は、広範多岐にわたる内閣

の重要課題を担います。

その所掌事務の範囲は、次の五つの分野に大括りできます。

経済財政政策、科学技術政策といった国家運営の基本にかかわる課題への対応

男女共同参画社会の形成の促進、青少年の健全育成、国民生活行政など二十一世紀の社会の在り方、国民生活に深くかわる課題への対応

防災行政、原子力安全対策といった国民の安全の確保に関する課題への対応

沖縄対策、沖縄振興開発への取組
北方領土問題の解決促進、国際平和協力業務など内閣総理大臣が担当する行政事務の適切な遂行

中央省庁等改革における組織上の変更点

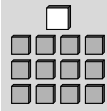
内閣府は、総理府本府、経済企

画庁及び沖縄開発庁の事務の大部分と総務庁、科学技術庁及び国土庁の事務の一部等を再編統合し新たに設置されるものですが、内閣機能強化の一環として、これまで内閣官房が一元的に担ってきた内閣補助事務を所掌するなど、その任務、所掌事務は、前記六府庁が従来担ってきたものよりも拡充強化されています。

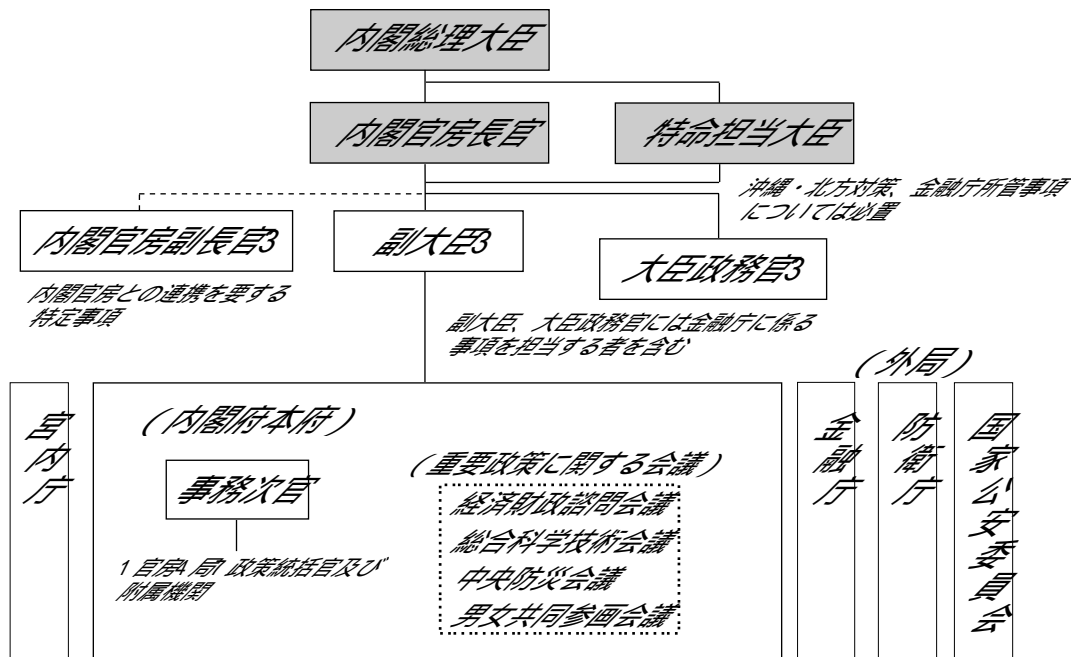
こうしたことを踏まえ、内閣府は、内閣総理大臣、内閣官房長官、特命担当大臣等の下、一官房四局七政策統括官及び附属機関等から構成され、また、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議及び男女共同参画会議という四つの重要政策に関する会議が設置されます。

このうち、特命担当大臣は、内閣府が内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整を行うという

各府省の組織図・連絡先などについては、資料ページ（78～95ページ）を参照してください。



【内閣府の組織編成】



(注) 内閣府に置かれる特命担当大臣、副大臣及び大臣政務官の職務の範囲は、内閣総理大臣の定めるところによる。

業務の特徴を踏まえて、強力かつ迅速に政策の調整を行うため、内閣府に限って置かれるものです。

また、四つの重要政策に関する会議は、内閣及び内閣総理大臣を助ける「知恵の場」としての機能を十全に果たせるよう、内閣総理大臣又は内閣官房長官を議長とし、関係大臣と内閣総理大臣が任命する有識者などから構成される合議制の機関として内閣府に設置されるものです「次ページの表参照」

政策統括官については、今般の中央省庁等改革に伴い新たに設けられた局長級の職であり、内閣の時々々の政策課題に応じ、柔軟弾力的に企画立案・総合調整等の業務を分担することとされています。

内閣府の担う事務フィールド

先ほど述べた内閣府の担う事務フィールドをやや詳細にみると以下のとおりとなります。

(1) 国家運営の基本にかかわる課題への対応
日本経済新生を目指す経済財政

政策や、科学技術創造立国の基本をなす科学技術政策については、二十一世紀においても、豊かな国づくりに向けた国家運営の基本にかかわる課題であり、また、我が国が世界の中核的役割を果たしていくべき分野であるとの認識の下、内閣府ではこれらの課題に取組を図っていくことにします。

経済財政政策については、経済財政諮問会議の調査審議の補佐機能を果たすほか、行政各部の施策の統一を図るために、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本・予算編成の基本方針の企画立案に必要な事項、その他の経済財政政策に関する重要事項に関し、企画立案・総合調整を行います。また、内外の経済動向の分析、PFI*の実施に関する基本的な方針の策定及び推進、OTO**及び政府調達に係る苦情処理に関する事務の調整を行います。

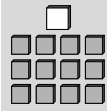
科学技術政策については、人文社会科学のみに係るものも含む科学技術全般を対象に、総合科学技術会議の調査審議を通じ

* P F I = Private Finance Initiative

** O T O = Office of Trade and investment Ombusman

四つの重要政策に関する会議

	経済財政諮問会議	総合科学技術会議
主な所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 一 内閣総理大臣の諮問に応じて経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項について調査審議すること。 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて全国総合開発計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性及び整合性を確保するため調査審議すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。 三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。
機能	調査審議、意見具申	調査審議、意見具申 国家的に重要な研究開発の評価
議長（会長）	内閣総理大臣	内閣総理大臣
議員（委員）	（10人以内） 内閣官房長官 経済財政政策担当大臣 その他の関係する国務大臣 関係機関の長 有識者（議員総数の10分の4以上）	（14人以内） 内閣官房長官 科学技術政策担当大臣 その他の関係する国務大臣 関係機関の長 有識者（議員総数の半数以上） 4人以内は常勤とすること可
	中央防災会議	男女共同参画会議
主な所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 一 防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。 二 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、及びその実施を推進すること。 三 内閣総理大臣の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。 四 防災担当大臣がその掌理する事務について行う諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。 二 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査すること。
機能	基本計画等の作成、実施の推進 調査審議、意見具申	調査審議、意見具申 施策の実施状況の監視、影響調査
議長（会長）	内閣総理大臣	内閣官房長官
議長（委員）	（25人以内） 防災担当大臣 その他の関係する国務大臣 指定公共機関の代表者 学識経験者	（24人以内） 関係する国務大臣 有識者（議員総数の半数以上） 男女のいずれの議員も40%未満であってはならない



て、我が国の国家戦略である科学技術政策の総合戦略をはじめとして、予算、人材などの資源配分の方針や、国家的に重要な研究開発の評価などに係る企画立案・総合調整を行います。

(2) 二十一世紀の社会の在り方、国民生活に深くかわる課題への対応

二十一世紀を迎えるに当たっては、個人の自由な選択が尊重され、国民一人一人が社会の重要な担い手として活躍できる環境を整備し、心豊かな日本を築いていくことが重要な課題となります。内閣府は、男女共同参画社会の実現、心豊かな活力ある社会づくり、消費者・NPO（民間非営利団体）・物価行政など、二十一世紀の我が国社会の在り方に関する課題、国民生活に深くかわる課題への取組を図っていくことにします。

男女共同参画社会の形成の促進については、男女共同参画会議の機能を十分に発揮しつつ、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進

に関する企画立案・総合調整を行うほか、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進等、関係施策を総合的に推進します。青少年健全育成、高齢社会対策、障害者施策、交通安全対策については、これら四分野の施策に関する政府の基本方針を取りまとめるとともに、これら四分野に関する広報・啓発活動を連携して展開することなどにより、心豊かな活力ある社会づくりを推進します。

国民生活行政については、規制緩和の時代に対応し、「消費者契約法」などの消費者・事業者間の市場ルールの整備、価格構造是正や公共料金分野の改革、国民の多様化したニーズに応じたNPO行政等により、国民生活の安定向上を図ります。

(3) 国民の安全の確保に関する課題への対応

昨今の有珠山の噴火、伊豆諸島での地震・噴火、東海地方の豪雨、鳥取県西部地震などの災害の頻発は、災害から国民の生命、身体、

財産を守ることが国政上の重要課題であることを改めて認識させるものです。

内閣府では、予防、応急対策、復旧・復興といった災害の各段階に応じた施策を企画立案し、推進するとともに、関係行政機関の事務について総合調整を行いながら、国民の安全の確保に関する課題に取り組んでいきます。

防災行政については、中央防災会議の機能を十分に発揮しつつ、災害の予防、応急対策、復旧・復興に関する基本的な政策の企画立案・総合調整を行うとともに、災害対策基本法に基づいて設置される非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の事務局として大規模災害対策を推進します。

原子力安全対策については、安全確保に関し、企画、審議及び決定する機関である原子力安全委員会において、その基本となる指針・基準の策定、原子力施設の設置許可に係る調査審議、その後の規制状況の調査、原子力災害時の技術的助言などを行

います。

(4) 沖縄対策、沖縄振興開発への取組
沖縄対策、沖縄の振興開発については、沖縄の歴史的、地理的な条件や米軍基地の存在等の諸事情を踏まえ、総合的、一体的に推進します。沖縄対策については、普天間飛行場の移設・返還とそれに係る地域の振興の着実な実現に取り組みます。沖縄振興については、振興開発計画の推進、事業予算の一括計上等を行うほか、現行の振興開発計画の期限後の振興の在り方について検討を進めます。

(5) 内閣総理大臣が担当する行政事務の適切な遂行
北方領土問題の解決促進については、国民世論の高揚を図るため、各種民間団体などと連携しつつ国民運動を展開するとともに、旅券・査証なしでの北方四島交流、元島民などへの援護施策を推進します。

栄典制度については、叙勲、褒章及び叙位などがあり、春秋の叙勲・褒章を中心に運用されています。内閣府では、これらの

栄典の授与の審査及び伝達に係る事務のほか、栄典制度に関する企画及び立案の事務を行っています。

公式制度（元号、国旗、国歌等）については、必要に応じ重要事項の調査審議・立案を行うとともに、国民の祝日及び国旗・国歌の趣旨等についての普及啓発を図っていくことにします。

国際平和協力業務等については、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」に基づいて、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力を行います。

(6) 政府と国民を結ぶ政府広報・広聴活動

政府広報・広聴活動については、政府の重要施策を適時適切に国民に周知するために、様々な媒体を通じた広報活動を行うとともに、政府に対する国民の意見や要望を把握し、国政に反映させるための広聴活動を実施します。

(7) 施設等機関

国立公文書館については、歴史

資料として重要な公文書等を保存し、一般の利用に供するとともに、これらに関する調査研究等を行う機関です。なお、平成十三年四月からは、独立行政法人に移行することになってい

ます。経済社会総合研究所については、内閣府のシンクタンクとして、経済活動・社会活動にかかわる政策研究を含む理論研究及び実証研究、これら研究の基礎となる国民経済計算、景気動向指標等の統計整備並びに本府の所掌事務に関する研修を行います。

迎賓館については、国賓・公賓等を接遇する施設として、昭和四十九年四月に設置されました。施設の機能は、歓迎行事、宿泊、会談・会議、晩餐、和風会食などを行うことができません。平成十二年十一月までに二百三十一回の接遇が行われています。

今後の課題

内閣府は、重要政策に関する会

議の機能を十分に活用するほか、広く行政組織の内外から人材を登用し、内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整という新たな機能を十全に発揮することにより、内閣及び内閣総理大臣の指導

性の発揮を補佐・支援し、行政全体の戦略性・総合性を確保するとともに、内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務の円滑な処理に積極的に取り組んでいきます。

金融庁 (Financial Services Agency)

主な任務及び所掌

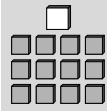
金融庁は、金融制度に関する企画立案や、銀行をはじめとする民間金融機関等に対する検査・監督等を通じて、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑を図るといった役割を担っています。

中央省庁等改革における組織上の変更点

金融庁は平成十二年七月一日、全体の中央省庁再編に先行して、金融再生委員会に置かれている金融監督庁を改組して設立されました。

た。金融庁は、これまで金融監督庁が担ってきた民間金融機関等の検査・監督及び証券取引等の監視といった金融行政の実施機能と、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画立案機能を統合して設立されたものであり、これにより金融庁は、金融行政を一貫して担うことになりました。

さらに、中央省庁の再編が行われる平成十三年一月六日には、改めて内閣府の外局として設置されるとともに、金融再生委員会の廃止に伴い、金融再生委員会が担ってきた破綻^{はたん}処理等の事務を引き継ぐことになりました。そして、内閣機能強化の観点から新設された



特命担当大臣が、金融庁所管事項について担当することになりました。

組織統合のメリット

金融庁は、前記の役割を果たすため、金融制度の企画立案機能から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険、証券等の分野を横断的に所管しています。

この体制は、金融コングロマリットや複合的な金融商品の出現に対応して、金融行政当局が銀行、保険、証券等の各分野を一体として、効果的な制度整備、検査・監督を行うという国際的な潮流（いわゆる Integrated Regulator）に沿ったものとなっており、金融を取り巻く環境の変化に的確に対応して、機動的かつ整合的な政策の遂行を行うための基盤となっています。

金融庁の内部部局等の編成においては、このような金融庁の特徴を生かすとともに、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底に努めていくとの観

点から、企画・検査・監督・監視といった機能別の組織編成を行っています。具体的には、官房機能及び企画立案機能を果たす総務企画局を設置し、これを検査局、監督局及び証券取引等監視委員会と並立させ、検査・監督・監視の三機能と企画立案機能を異なる部局で担当することによって、適切な緊張関係を確保する組織編成となっています。

なお、監視機能を担う証券取引等監視委員会には、職権行使の独立性が確保されています。

金融庁の今後の課題

我が国の金融システムは、金融再生法に基づく破綻金融機関の迅速な処理や早期健全化法に基づく公的資本増強の実施などに加え、金融機関に対する厳正な検査・監督等により、不良債権の処理や金融機関の再編等も進んできていることから、一時期と比較して確実に安定性を取り戻してきています。が、平成十四年四月のペイオフ解禁を控え、さらに揺るぎのない金融システムを構築する必要がある

ます。

また、我が国の経済の再生と新たな飛躍のために、経済活動の基盤をなす金融システムが国民経済の活性化に資するよう、競争を促進し、活力ある金融システムの構築を図るとともに、健全な中小企業や次代を担う新規産業等に対して必要な資金供給が円滑に行われるようにすることが不可欠です。

さらに、金融技術や情報通信技術の発達、金融・経済のグローバル化の進展などに伴い、業態間の垣根を超えた多様な金融商品・サービスの開発が急速に進んでいるほか、大量の資金がより利便性の高い金融市場を目指し国境を超えて移動しており、この傾向は今後もますます加速するものと考えられます。このような展望を踏まえ、利用者にとって一層利便性が高く、国際的にも重要かつ安定的な地位を保持し、新世紀をリードする金融インフラの整備を図る必要があると考えています。

金融庁は、昨年七月の金融庁発足に際して発表された長官談話で示された、「行政の運営に当たる

理念と六つの基本的考え方」

安定的で活力ある金融システムの構築、時代をリードする金融インフラの整備、利用者保護に配慮した金融のルールの整備と適切な運用、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底（市場規律と自己責任の原則）、金融行政の専門性・先見性の向上と体制の整備、外国金融監督当局との連携強化と国際的なルール策定への積極的な貢献 に基づいて活動してきました。

金融庁としては、金融再生委員会の機能を継承し、金融システム全体に対し一元的に責任を持つ体制が整備されたことを踏まえ、この長官談話で示された考え方に基づいて、引き続き安定的で活力ある金融システムを構築し、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を遂行するとともに、これまで金融再生委員会が積み重ねてきた実績や方針を引き継ぎ、我が国金融システムの安定と再生に全力を挙げて取り組んでいく考えです。

（内閣府）